

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第2-4 国際協力及び国際貢献の推進	① 国際会議等への積極的な参画など、国際協力の推進を図る。 ② JICA等と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。 ③ 各府省と連携して、国際機関に対する我が国の統計情報の提供状況を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実に努める。(平成26年度から実施する。)
	その他の国際基準等への対応
	④ 新たな国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)及びこれに掲げる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)が平成27年9月に国連総会で採択され、我が国も含めた世界各国が実行についてコミットしている。また、SDGsの進捗測定のための指標案を含むSDGsグローバル指標枠組みが、国連統計委員会の下に設けられた専門家グループ(IAEG-SDGs)において検討され、平成29年3月開催の第48回国連統計委員会、同年6月開催の国連経済社会理事会及び同年7月開催の国連総会において採択されたところ、SDG指標に対する我が国の対応を検討する。
これまでの統計委員会の意見	-
各種研究会等での指摘	-
担当府省の取組状況の概要	① 8府省等から延べ136人の職員が66の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った(平成28年度)。 ② 6府省等が、15の国際機関・国等に延べ44人の職員を派遣したほか、4府省等が、50の国際機関・国等から延べ186人の研修生等を受け入れた(平成28年度)。 ③ 各府省から国際機関への情報提供実績を把握する仕組みを「国際統計に関する関係府省等連絡会議」において平成26年度に構築し、平成28年度には、国際機関へ提供するデータの出典を整理し、統計ごとに情報提供実績が把握できるよう見直しを図った。 ④ SDGsの推進を図るため、平成28年5月20日に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」(本部長:総理、構成員:全閣僚)が設置され、同年12月22日に策定された「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中では、指標を用いたフォローアップ・レビューについて規定された。現在、内閣官房及び総務省から各府省に対して、SDGsのグローバル指標と公的統計との対応付けについて協議を行っている。協議結果については、平

	<p>成29年7月開催の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）での日本政府の自発的国家レビューにおいて言及された。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際会議への参加、国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上等諸外国からの統計に関する<u>研修生政府職員</u>の受入れ、国際機関に対する統計情報の提供の充実などに取り組んでいることは評価できるものの、我が国における国際協力及び国際貢献の<u>推進や、統計に関する国際比較可能性の向上</u>を図るためには、統計委員会の知見も活用しつつ、更なる取組の強化を図る必要がある<u>のではない</u>か。（①～③） ○ 「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）については、「SDGs実施指針」において、指標を用いたフォローアップ・レビューについて規定されているところ、<u>が、SDGsのグローバル指標と公的統計との対応付けに関して各府省と協議を行った結果、平成29年6月時点で、全244のグローバル指標のうち、平成29年6月時点で我が国日本が対応可能な指標は約40%となっていることから</u>、今後、<u>対応できる</u>グローバル指標の対応拡大に取り組む必要がある<u>のではない</u>か。（④） <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各府省は、統計委員会の知見も活用しつつ、i)㊥国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信発言、ii)㊤国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、iii)㊤発展途上等を中心とするの諸外国からの統計に関する研修生政府職員</u>の受入れ、<u>iv)国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力等の取組を一層更に充実させ</u>るなど、<u>統計委員会の知見も活用しつつ、国際貢献の強化を図る。</u>（各府省） ○ <u>各府省は、統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、平成30年度以降、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。</u>（各府省） ○ <u>内閣官房及び総務省は、平成30年度以降、統計委員会や各府省との連携を図り協力の下、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。</u>（内閣官房、総務省）
<p>備考（留意点等）</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-1(1) 事業所母集団データベースの整備	<p>① 総務省は、基礎統計の拡充・改善のスケジュールに合わせ、SUTなどの各種統計作成の基盤となるビジネスレジスターについて、精度向上の観点から、国税庁法人番号公表サイトの利用と併せ、法人番号の通知状況等といった行政記録情報を活用し、効率的にカバレッジの拡大を図るとともに、ローリング調査や（独）統計センターにおけるプロファイリングの実施など、法制面を含め着実な整備を図る。</p> <p>② ビジネスレジスターやプロファイリングを活用した経済統計調査の集約。</p> <p>③ 報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動を通じた支援を強化。</p>
	現行基本計画の該当項目
	<p>④ 平成28年経済センサス-活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。（平成27年度末までに結論を得る。）</p> <p>⑤ 年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。</p> <p>⑥ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。（平成26年度から順次実施する。）</p> <p>⑦ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。（平成26年度から順次実施する。）</p> <p>⑧ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。（平成26年度から実施する。）</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p>〈平成26年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）〉（1法人企業統計）</p> <p>本統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数にかい離があるため、今後、このかい離の要因を関係省庁と連携して詳細に</p>

	<p>検討する必要がある。(平成29年3月末までに結論)</p> <p><平成27年度統計法施行状況に関する審議結果(上半期審議分)>(1 経済センサスー活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備)</p> <p>従来の統計調査員の調査では捕捉しにくいインターネット活動中心の企業の経済活動が拡大している状況を踏まえ、把握対象とする事業所概念の見直しや、このような企業の捕捉方法の検討が必要である。また、法人企業に付与された法人番号を事業所母集団データベースの母集団情報に活用した、更なる母集団情報の精度向上についての検討も必要である。</p> <p><毎月勤労統計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ></p> <p>事業所DBにおける官公営事業所の情報更新の充実を図るよう、所管の総務省において、適切な提供時期などについて、関係者との調整や検討を促進することを強く期待する次第です。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>①②③④ 母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査の在り方については、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく取組に変更する方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「企業の組織構造の変化や事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた。</p> <p>官公営事業所の把握については、経済センサス - 活動調査において詳細に調査し、中間年においては経済センサス - 基礎調査で新設・廃業を確認することにより、情報更新の充実を図る方向で検討中。</p> <p>⑤ 年次フレームについては、平成25年から毎年度作成し、関係府省等に対して提供しているところ。</p> <p>事業所母集団データベースから各府省に提供する共通事業所コードの保持について、関係府省と連携を図り、その状況を把握し、必要な調整及び支援を実施している。</p> <p>①②③⑥ 企業組織構造の変化を経常的に確認する方法については、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査において、以下のとおり実施するものとする方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「企業組織構造の変化を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた(平成31年度から実施予定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業員数などの企業活動状況に関する基本的事項を経常的に把握する。 ・これを効率的かつ効果的に行うプロファイリング活動として、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して専任の担当職員を当て、企業等の中核的な情報や組織構造を把握するとともに、このための人材育成及び体制整備を行う。【継続実施】 <p>当該方針の具体化に当たっては、(独)統計センターと協力して検討中。</p> <p>⑦ 事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計については、経済センサス - 基礎調査の抜本的な見直しに伴い、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた</p>

	<p>特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指すという方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた（平成31年度から実施予定）。</p> <p>また、地理情報の活用等については、事業所母集団データベース研究会等において検討を行い、平成31年経済センサス - 基礎調査試験調査において調査員用携帯端末を用いて緯度経度情報を取得することとした。【実施済み】</p> <p>⑧ 平成26年9月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、学識者、内閣官房（情報通信技術(IT)総合戦略室）及び国税庁の協力を得て、法人番号制度の動向や概要等について、構成員間での情報共有を図った上で、①企業活動を産業横断的に把握する統計と法人番号活用との関係整理、②法人番号の活用や活用上の課題整理、③事業所母集団データベースに格納された情報と法人番号とのマッチング処理や各統計調査実施府省における具体的な取組方法等について、順次検討を進め、最終的な検討結果を「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議結果報告書」として平成29年3月23日に取りまとめた。</p> <p>① 平成31年度からのローリング調査においては、国税庁法人番号公表サイト等の行政記録情報を反映させた名簿を使用し、32年度までに全ての事業所の新設・廃業を確認する予定。</p> <p>○ 事業所母集団データベースのシステム更改や見直しに合わせ、最新の情報を反映した暫定母集団を随時提供できるように改善する予定。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の整備については、<u>国民経済計算体系的整備基本計画部会におけるで審議を踏まえて、別途整理する済み。</u>(⑦)</p> <p>○ 年次フレームについては、<u>平成25年から毎年度作成・提供を開始していることは評価できるものの、共通事業所コードの保持については関係府省と連携を図り必要な調整及び支援を実施していることは評価できる。</u>しかし、総務省は、<u>事業所・企業や各種法人等に関する統計調査を実施する府省と関係府省が連携して、母集団名簿として一層の活用を図るための課題等を整理した上で、年次フレームの活用にかかる課題等を整理し、その結果を踏まえ、年次フレームが統一共通名簿としての有用性を高め一層利用されるために必要な情報提供の充実等を検討する必要がある。</u>なお、共通事業所コードの保持については、<u>関係府省と連携を図り必要な調整及び支援を実施していることは評価できる。</u>のではないかと。(⑤)</p> <p>○ 母集団データベース情報の整備に重要な役割を担っているための統計調査である経済センサス - 基礎調査については、平成31年度から調査方法等の変更を計画しており、ローリング調査への移行や導入、別途プロファイリング活動を実施する等、調査方法等の全面的な見直しを計画しており、<u>これらの取組を着実に実行し、事業所母集団データベースの整備を推進する必要があるのではないかと。</u>(①、②、③、④、⑥)</p> <p>○ 法人番号の把握・活用については、総務省及び各府省において、<u>その把握・活用に引き続き取り組むとともに、こととされているため、今後は、更に効率的・効果的に母集団情報の整備を推進するため、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等の活用を図るについて検討する必要がある。</u>のではないかと。(⑧)</p>

- 法人企業統計の母集団名簿におけるの企業数と事業所母集団データベースにおけるの企業数のかい離については、平成33年度までに、かい離の解消に向けた取組を進めることは評価できるため、当該取組を着実に実施する必要があるのではない。
 - 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査においては、調査の効率的な実施、調査結果の精度向上を図る観点から、調査の特性にも留意しつつ、事業所母集団データベースにおける最新の母集団情報を使用することを原則とする。
- <基本的な考え方>
- 総務省は、平成31年度から見直し後の経済センサス - 基礎調査によるローリング調査の実施や、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動の実施に向けた取組を進めることにより、引き続き、全事業所・企業に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。またなお、プロファイリング活動については、事前に把握する情報や、把握方法等に関する具体的な検討を推進するとともに、その内容についての事前の周知、広報を実施する。行った上で実施する。(総務省)
 - 各府省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。(各府省) また、総務省は平成31年度から法人番号を活用し統計調査結果以外のデータの収集を図ること等を実施し、更なる母集団情報の整備を行う。
 - 総務省及び関係府省は、平成30年度までに、農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や経営組織体、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、に関する情報を事業所母集団データベースに登録する方向で検討し、平成30年度までにすることに関して結論を得る。また、総務省は、①事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、②法人番号公表サイトの変更情報や、決算等に関するの企業の公表情報等の活用情報更新・活用、③行政記録情報や民間データの活用、④レジスター統計の作成内容集計方法について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。(総務省、関係府省) う。
 - 総務省及び財務省は、平成33年度までに、法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討し、平成33年度までに結論を得る。(総務省、財務省)
 - 総務省は、月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供について、関して平成30年度までに結論を得る。また、総務省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、母集団名簿としての年次フレームの更なる活用に向けたかかる課題等を整理した上で、その結果を踏まえ、年次フレームが統一共通名簿として一層の有用性を高める活用されるために必要な情報の充実等について検討し、平成33年度までに結論を得る。(総務省)

備考(留意点等)

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
<p>第3-1(2) 行政記録情報等及びビッグデータの活用</p>	<p>【行政記録情報等の活用】</p> <p>① 行政記録情報について、既存の経済統計を補完する観点から積極的な活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に研究を行う。（内閣府、財務省）</p> <p>【ビッグデータの活用】</p> <p>② ビッグデータを活用した経済指標等の開発にあたっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。（関連府省）</p> <p>③ ビッグデータを用いた新たな景気動向把握のための指標として、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。（内閣府）</p> <p>④ 物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。（内閣府）</p> <p>⑤ ビッグデータの各府省での活用状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的に情報交換を行い、各府省において効率的な活用に努める。（統計委員会、各府省）</p> <p>⑥ 匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、関係府省に対して技術的な支援を行う。（総務省）</p>
	<p align="center">統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</p>
	<p>⑦ 統計委員会が、EBPM推進委員会、各府省、地方自治体、民間等からの提案（（ア）に掲げる取組の結果、調整がつかなかったものを含む。）に基づき、利活用上の課題のある各種データの利活用について、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、必要に応じて統計研究研修所やICTの専門家等の協力も得つつ、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組を設けることとし、その具体的な内容について、年内を目途に結論を得るとともに、必要な制度・運用ルールの整備を行う。</p> <p>⑧ 公開情報や行政記録情報（オンライン化の進展により利用可能となったものを含む。）の活用による調査事項の縮減や代替。</p>
	<p align="center">現行基本計画の該当項目</p>

	<p>⑨ 所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。</p> <p>⑩ 国際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。</p> <p>⑪ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。（平成26年度から実施する。）</p> <p>⑫ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。（平成26年度から実施する。）</p> <p>⑬ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。（平成30年度末までに結論を得る。）</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>—</p>
各種研究会等での指摘	<p>—</p>
担当府省の取組状況の概要	<p>【行政記録情報等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況を確認している。(⑨) ○ 毎年度、各府省の協力の下、「行政記録の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。なお、同実態調査については、統計調査における行政記録情報の活用状況をより具体的に把握するなど、内容の充実を平成26年度に行ったところ。【総務省（政策統括官）】 (⑩) ○ 作成した業務統計は、原則として各府省ホームページ等により公表している。【各府省】 (⑪) ○ 特別集計による税務データの活用可能性については、平成26年7月28日開催の「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」で、財務省及び経済産業省から関係府省へ検証結果の説明が行われ、現状での活用は困難との共通認識を得た。(⑫)

	<p>【ビッグデータの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンデータを利用しやすくする取組として、オープンデータの国際的な評価指標である「5スターオープンデータ」による公開レベルの最高ランクであるLOD形式で統計データ等を提供することについて検討を進め、平成27年度には、福井県、福井県内全市町及び独立行政法人統計センターと連携して、統計データをLOD形式で提供する「オープンデータモデル事業」を実施し、国勢調査や経済センサスなど7統計の一部の統計データについて、LOD形式の統計データ（統計LOD）を作成し、平成28年6月30日にe-Statより提供を開始した。また、本モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、平成28年度は、社会・人口統計体系、27年国勢調査の統計LODデータ拡充を行うとともに、統計LODデータを作成する際の考え方をまとめた手引書を作成した。【総務省】(10) ○ 統計データ・ビッグデータを活用する能力の高い人材育成を図るため、パソコン等でデータの活用方法や統計に関する知識を学べる日本政府初のMOOC講座である「データサイエンス・オンライン講座」及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」について、コンテンツの拡充を進めた。【総務省】(10) ○ 委託事業として「平成27年度ビッグデータとその解析技術を活用した新指標の開発事業」を行い、「平成28年度IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」においては、小売業のうち「家電」分野に限定してPOSデータを調達し、既存の政府統計（商業動態統計調査（家電大型専門店））を代替・補完し得る新指標の開発に加え、POSやSNS等のビッグデータ及び政府統計データ等を連携させた、より付加価値の高い新指標の開発等の実証を先行的に実施した。さらに「平成28年度2次補正「IoTを活用した新ビジネス創出推進事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」に着手した。 平成29年度は、「スーパー」、「コンビニ」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」等、対象分野を拡大しPOSデータを用いた新指標の開発やSNSデータを用いて、POSデータのみでは把握できない経済実態を補完することで、より精度の高い新指標の開発等を行う。【経済産業省】(10) ○ POSデータを用いた景気動向把握の取組について、3月21日の基本計画部会・横断的課題検討部会（合同部会）において中間報告した。【内閣府】(10)
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)に向けた検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省と地方公共団体・民間等における各種データの相互利活用については、現時点では一般的なルールがないことから、ニーズがあるにもかかわらず、法制面・技術面等の課題により、利活用にいたっていないデータもある。このため、優先度が高いデータについては、関係府省、有識者、関係団体等による協議会を設けることを通じて、各種の課題解決にオープンな形で、個別的・集中的に検討を推進することが重要ではないか。 ○ 本WGでは、総務省を中心とした検討状況を踏まえつつ、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。 <p>〈現在想定されている「基本的な考え方」の素案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民学連携による検討を通じて、データコミュニティの深化を促しつつ、ベストプラクティスを積み重ね、EBPMの底上げや公的統計の整備を推進する。また、この取組から作成された新たな公的統計やノウハウを社会に還元することにより、官民双方におけるデータ利活用を全般的かつ加速度

	的に推進するような好循環の環境整備を図る。
備考(留意点等)	—

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-1(4) 報告者の負担軽減、統計ニーズの把握	① 政策立案者、研究者、民間エコノミスト等の定期的な意見交換の場を設置する。 ② 利用者の視点からの改善提案の組織的収集・反映の仕組みを構築する。
	<p align="center">統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</p>
	③ 本年度から、EBPM推進委員会において、提案募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始。統計委員会はこれに協力。 ④ 各府省は、統計調査の設計に当たっては、府内外の政策部門やユーザーの意見を求めることなどにより、ユーザーのニーズを反映することとし、統計委員会及び総務省は、統計調査の承認手続の機会も活用し、毎年、その状況のフォローアップを行う。 ⑤ 本年度から統計委員会において、報告者の声の募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始する。その際、各府省が行っている各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の把握等も併せて行う。 ⑥ 統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図ることとし、統計委員会が、毎年、その状況のフォローアップを行う。 ⑦ 各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自府省のEBPM推進統括官に確認する。また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査において、当該府省のEBPM推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用することにより、審査を簡素化・迅速化する。 ⑧ 総務省は、統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意し、このような重複等の取扱いを各府省任せとすることなく、統計委員会とも連携して、各府省、地方自治体、独立行政法人等や民間との間の議論や調整を促進する。
	<p align="center">現行基本計画の該当項目</p>
	⑨ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。（平成26年度から実施する。）

	<p>⑩ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。（各府省 平成26年度から実施する。）</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p>〈就業構造基本調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期の周期で行われる調査では調査項目の継続性が重要である一方、そのときどきの政策ニーズに応じた、新たな調査項目の選定も同等に重要である。調査実施者においては、特定の調査項目の追加/削除や調査全体とのバランスを検討するにあたり、その時代の政策議論を踏まえ、そこでのニーズの把握に対して積極的に取り組む必要がある。 ○ 調査結果の集計にあたっては、時系列変化を把握できるようこれまでの枠組みを踏襲するだけでなく、その時代の政策議論に基づく新たな集計表の作成についても積極的に検討すべきである。調査実施者は、集計表の検討に当たり専門家による調査研究成果を参照するなど、より幅広く、調査結果を積極的に社会に還元することに留意する必要がある。
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>①⑨ 統計精度向上に係る審議に活用するため、平成28年11月にエコノミストから意見を聴取するとともに、29年2月に有識者との意見交換会を開催した。【総務省（統計委員会担当室）】</p> <p>②③⑤⑩ 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」（平成26年3月25日統計データの有効活用に関する検討会議了承）に基づき、統計一般に関するニーズ把握について、平成26年度以降、テーマの設定や実施期間の集中化等により、広報活動の重点化を図った。</p> <p>また、今般の統計改革の検討に活用するため、平成29年2月から3月にかけて「統計ユーザーのニーズに関する調査」及び「統計調査の負担感・重複間の実態に関する調査」を実施し、5月12日に開催された統計改革推進会議第9回コア幹事会で報告を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)に向けた検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」に基づき、統計ニーズの把握や、把握したニーズを府省等間で情報共有等を実施したこと、今般の統計改革に活用するために「統計ユーザーのニーズに関する調査」や、「統計調査の負担感・重複間の実態に関する調査」を実施したことは評価できるものの、今後、経常的にユーザーのニーズ及び報告者の声を把握し、対応方策の公表や対応状況のフォローアップを行う必要があるのではないか。（②、③、⑤、⑩） ○ 本WGでは、総務省を中心とした検討状況を踏まえつつ、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。

備考(留意点等)	
----------	--

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-2(1) 統計基準の整備・表章区分の標準化	<地域区分のあり方> ① 2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加
	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
	② 各府省統計間で異なっている地域区分について、比較・再集計可能性を、ユーザーニーズを踏まえつつ、着実に向上。
	現行基本計画の該当項目
	③ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。（平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る） ④ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。（平成26年度から実施する） ⑤ 統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。 ⑥ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。（平成29年度末までに結論を得る。）
これまでの統計委員会の意見	-
各種研究会等での指摘	-
担当府省の取組状況の概要	① 地方ブロック区分の標準化に向けた当面の措置として、2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同システムの改修において、e-Statの統計

	<p>情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加する予定。</p> <p>② 地方ブロック区分の標準化については、基幹統計における表章の現状等を踏まえ、標準化の実現可能性も含め、その在り方について検討を行っているところ。</p> <p>③ 平成26年7月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、消費税抜のデータを一次統計側が税込補正し、税込統一集計・公表することを内容とする統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインを、平成27年5月に正式決定した。</p> <p>さらに、平成27年度には、消費税率の変更及び軽減税率制度が今後実施されるという状況変化を踏まえ、同ガイドラインの変更に向けた具体的な検討を開始し、変更案及び今後の課題を取りまとめた上で、平成29年3月に同ガイドラインを改定した。</p> <p>④ 平成26年5月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、(ア) 直接雇用と間接雇用の区分(第1レベル)、(イ) 常用労働者と臨時労働者の区分(第2レベル)、(ウ) 常用労働者の内訳区分(第3レベル)、に関して整理した統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインを平成27年5月に正式決定した。</p> <p>また、統計委員会における平成26年度統計法施行状況報告審議において指摘された、常用労働者の内訳区分の改善等について、引き続き検討を実施し、同ガイドライン改正イメージを関係各府省と共有した。</p> <p>なお、関係府省は、平成33年経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等により、雇用契約期間(無期・有期)について更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、平成33年経済センサス-活動調査の企画時までには、平成27年労働者区分ガイドラインを改正することとしている。</p> <p>⑤ 統計改革推進会議の最終取りまとめを踏まえて、日本標準産業分類の見直しを行う予定。</p> <p>⑥ 基幹統計における表章区分の現状の整理結果を踏まえ、標準的な表章区分の在り方について検討を行っているところ。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い及び労働者の区分等については、国民経済計算体系的整備部会において審議済み。(③、④)</p> <p>○ 統計における地域区分の比較・再集計可能性の向上については、2018年(平成30年)1月運用開始予定の次期政府統計共同システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加する予定とされており、当該機能追加によりその比較・再集計可能性が向上するものと評価できる。更なる統計の比較可能性の向上に向け、基幹統計における表章の現状等を踏まえ、結果表章における地域ブロック区分の標準化に引き続き取り組む必要があるのではないか。(①、②)</p> <p>○ 既存の統計基準については、引き続き、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ不断の検討・検証を行う <u>ことを記載する必要がある。</u>とともに、<u>産業分類における企業等の取扱いについて、検討する必要があるのではないか。</u>(⑤)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹統計における表章区分の現状の整理結果を踏まえ、更なる表章区分の標準化に取り組む必要があるのではないか。 (⑥) ○ <u>本WGでは、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u> <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計間の比較可能性を向上させるため、各府省と連携し、地域ブロック区分、年齢、事業所規模などの結果表章の区分について、統計利用者の有用性にも留意しつつ、標準的な表章区分の在り方について平成 30 年度から順次結論を得るとともに、各府省は、その導入に努める。(総務省、各府省)
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-2(2) 民間委託された統計調査の 品質確保・向上	① 民間委託された統計調査の品質確保・向上のため、事業者に関する資格制度の活用や、入札方法の工夫、確保すべき統計の品質目標の達成の徹底等を推進する。このため、総務省は、各府省における総合評価落札方式や複数年契約の実情や効果、入札における認証制度等の取扱い、民間委託への切替えが成功した事例や失敗した事例、各府省における進捗管理や仕様書に係る効果的な取組等を早急に把握して統計委員会に報告するとともに、把握した結果を、新たな公的統計基本計画の検討において活用し、反映する。
	<p align="center">現行基本計画の該当項目</p> ② 民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図る。 ③ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。（平成28年度末までに結論を得る。）
これまでの統計委員会の意見	<p>〈平成26年度統計法施行状況に関する審議結果〉(7統計リソースの確保・有効活用について)</p> <p>我が国の厳しい行財政状況においては、統計リソースの確保は極めて難しい課題であるが、統計職員数の削減は、公的統計の品質という面からも大きな懸念材料となる。</p> <p>また、統計リソースが厳しさを増す現状の下においては、今後も民間事業者の能力を効果的かつ適切に活用することが必要である。ただし、公的統計の作成・提供に必要な専門性・中立性や、公的統計に対する国民の信頼を維持するためには、企画立案等の中核的な業務等は各府省が責任をもって行うことが必要である。さらに、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計調査に係る民間事業者の活用については慎重に検討することが必要である。一方で、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくことも重要である。</p> <p>〈商業動態統計調査の変更について〉(今後の課題)</p> <p>経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。</p> <p>〈経済産業省生産動態統計調査の変更に係る審議を踏まえた部会長メモ〉</p> <p>・実地調査の民間委託に関しては、実際に統計の品質がどのように維持・向上されるかについて実施段階でのプロセス管理等に大きく依存するこ</p>

	<p>とから、調査計画だけから適否を判断するには限界がある。このため、今回答申では、民間委託の効果や影響に関する事後的な検証を求めている。今後とも、変更計画に関する検討だけでなく、事後的な検証を求めることも必要であると考えている。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>① 総務省が平成29年6～7月に実施した、事業者の履行能力の把握のための情報収集では、業者の質に対する評価において、最低価格落札方式には「不満足」との回答がある一方、総合評価落札方式には「不満足」との回答がないことから、総合評価落札方式には公的統計の品質確保に一定の効果があるものと考えられる。また、当該情報収集を受けて実施した、各府省ヒアリングでは、民間事業者の育成や、裾野の拡大を促すためには、複数年契約の導入により継続的な業務の履行を可能とすることが効果的と考えられるが、公共サービス改革法の対象でない調査では、複数年契約が難しいとの意見があった。なお、情報収集の結果、プライバシーマークを入札要件又は加点項目としている例は、4割強となっているが、ISO9001及び同20252を入札要件としている割合はそれぞれ2割弱・1割弱にとどまっている。</p> <p>② 平成28年度に実施した統計調査に係る事務については、248統計調査中204統計調査（全体の82.3%）において、何らかの事務を民間事業者に委託している一方で、企画事務を委託している例も12統計調査（全体の4.8%）みられる。（※共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。）</p> <p>③ 関係府省では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」にプロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）の考え方を導入するため、民間事業者・団体等との情報交換等も踏まえつつ、その具体的な内容を一体となって検討し、当該ガイドラインを平成29年3月3日に改定するなど、よりの確な民間事業者の活用に取り組んでいる。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ 公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを、調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計調査に集中的に投入することが必要となっている。このため、関係府省は、民間事業者を一層効果的かつ適切に活用することに向け、一体となって、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくことが重要である。以上を、民間事業者の活用についての共通認識として、本文に記載することとしてはどうか。（②）</p> <p>○ また、民間委託された統計調査の更なる品質確保・向上のためには、事業者の履行能力の把握のための情報収集や、民間委託に係る各府省ヒアリングにおいて、統計調査の品質の確保・向上に有効とされた、総合評価落札方式や複数年契約の推進を図るとともに、民間委託におけるベストプラクティス事例等を各府省で共有する必要があるのではないか。（①）</p> <p>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」については、プロセス保証の考え方を導入したことは評価できるものの、今後、各府省において、同ガイドラインに基づく仕様書の見直しや、プロセス管理の実現に取り組むとともに、民間委託された業務の事後的な検証を含めた情報共有を通じ、更なる品質の確保・向上を図る必要があるのではないか。（③）</p>

	<p>○ <u>本WGでは、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u></p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。（各府省）</p> <p>○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託におけるベストプラクティス事例等を取りまとめ、情報を共有する。（総務省）</p>
<p>備考（留意点等）</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-2(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	<統計委員会の機能の発揮・充実強化> ① シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究課題を審議するとともに、研究機能を強化する。 <統計人材育成・各府省の支援> ② 総務省は、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行うとともに、各府省への支援を強化する。
	<p align="center">統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</p>
	③ 総務省は、時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う一方、リソース集中の弊害が生じないよう、マルチモードの調査（調査員への回答以外に郵送・オンラインによる回答を選択できる調査）における精度等の確保に関する研究を行う。
	<p align="center">現行基本計画の該当項目</p> ④ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。（平成26年度から実施する）
これまでの統計委員会の意見	<国民経済計算体系的整備部会における審議の中間取りまとめ> ○ 統計委員会は、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討。
各種研究会等での指摘	-
担当府省の取組状況の概要	② 総務省は、平成29年度に統計研修所の研究体制の整備及び研究機能の拡充を行い、名称を「統計研究研修所」に変更した。具体的には新規情報活用技術研究官、統計技術向上支援課、研究開発課を新たに設置した。 平成29年度は、国土交通省から依頼を受け、建築着工統計調査（補正調査）の標本設計に関する検証し、統計技術に関する情報の提供を行う。また、ビッグデータを活用した新たな消費指標の開発に資するため、データの特性の把握、バイアス補正の方法の検討等を行っている。 平成30年度以降も引き続き、各府省における統計の作成、企画等の支援を行うとともに、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行う。

	<p>④ 各府省が実施した調査研究の結果について、平成26年12月に開設した「各府省統計研究情報フォーラム」(政府共通インフォメーションボード)へ掲載し、共有・蓄積を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 統計委員会におけるシェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究については、国民経済計算体系的整備部会で審議済み。(①)</p> <p>○ 統計研究研修所においては、国土交通省から依頼を受け建築着工統計調査(補正調査)の標本設計に関する検証やビッグデータを活用した新たな消費指標の開発に資するため、データの特性の把握、バイアス補正の方法の検討等を行うなど、各府省の統計業務への支援を行っており、今後も継続していく必要があるのではないか。(②)</p> <p>○ 研究成果の共有の仕組みは構築されていることから、今後は、その取組の継続・強化を図っていく必要があるのではないか。(④)</p> <p><u>○ より高度な統計技術の研究を行うに当たり、各府省は、大学等の外部研究機関等と共同研究を行うなど、積極的に外部の知見を活用することを本文に記述する必要があるのではないか。</u></p> <p><u>○ 本WGでは、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u></p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 「各府省統計研究情報フォーラム」(政府共通インフォメーションボード)等を活用して各府省が実施する予定の調査研究の情報共有を図るとともに、各府省が調査研究を行うに当たり統計委員会に支援又は助言を求めることができる仕組みを平成31年度までに整備する。(総務省)</p> <p>○ 各府省及び地方公共団体からの依頼を受け、統計技術の研究を行うとともに、当該研究内容を統計業務に活用するなど、統計技術的な課題解決に当たり、各府省及び地方公共団体に必要な支援を行う。(総務省統計研究研修所)</p> <p>○ 各府省におけるビッグデータの活用を推進するため、ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発を行うとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。(総務省統計研究研修所)</p> <p>○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う一方、リソース集中の弊害が生じないように、マルチモードの調査(調査員への回答以外に郵送・オンラインによる回答を選択できる調査)における精度等の確保に関する研究を行う。(総務省)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-2(4) 統計棚卸し・事後評価の導入	<p>① 統計調査の公表に係る作業・処理工程の見直しを図る。また、各府省における効率化努力に係る成功事例については互いに共有し、他の府省での展開につなげる。（総務省、経済統計調査に関連する全府省）</p> <p>② 重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進する。</p>
	<p>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</p>
	<p>③ 現在、総務省による統計調査の承認審査は、各府省が統計調査を行う際に事前に行っているが、利活用の状況等を踏まえた見直しや業務効率化・ICT化の推進、問題事案の発生防止等のため、事前の審査を簡素化・迅速化し、事後のモニタリングに重点を移す。このため、各府省の統計調査について統計精度の観点から見直すPDCAスキームの取組と合わせて、統計棚卸し（統計版BPR）を実施することとする。</p> <p>④ 統計委員会に統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等からなる統計棚卸チーム（仮称。以下同じ。）を設置し、既存の統計全般について、具体的な棚卸計画、棚卸対象、棚卸事項等を定めて定期的な棚卸しを行い、モニタリングと継続的な改善を実施すること等により、統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化等を徹底することとする。</p> <p>⑤ このため、統計委員会及び総務省は、その具体的な手法・棚卸しサイクル等について、民間部門の業務改革で活用されているBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）手法の活用を含め、前述の「政府統計の棚卸し」の実施状況も踏まえつつ早急に検討し、年内を目途に結論を得るとともに、来年度から実施する。</p> <p>⑥ 各府省は、中長期にわたる政府統計の見直し・整備を行うに当たって、当面、このような統計業務の効率化の取組と併せて、報告者負担の軽減、統計等データの利活用の促進の取組を一体的・重点的に行い、報告者、調査実施者、統計作成者、ユーザーにわたる統計に関する官民のコストを3年間で2割削減する。</p>
	<p>現行基本計画の該当項目</p>
	<p>○ 厳しい行財政事情や調査環境の現状を踏まえ、行政記録情報の更なる活用、情報通信技術（ICT）の進展を勘案したオンラインを利用した調査（以下「オンライン調査」という。）の推進を図るなど、統計の精度を確保しつつ、効率的に統計を作成及び提供する。</p>

	<p>また、事業所母集団データベースを活用し、統計作成の正確性及び効率性を向上させるとともに、統計調査に係る重複是正や調査事項の縮減を図るなど、報告者の負担軽減を図る。【基本的な視点及び方針】</p> <p>○ 社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認。統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからその対応状況を計画的にフォローアップ。統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、歪みの強い分布に関する推計の改善、サービスの質の計測に関する動向等）に関する研究等の取組を推進。【第4章 基本計画の推進】</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p>—</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>○ 統計委員会では、平成26年度以降、未諮問基幹統計の確認審議を計画的に実施し、改善の方向性等を提示して、関係府省の取組を促進。また、府省横断的な統計技術上の課題についても、検討結果を踏まえた対応方策を提示し、ローテーションサンプリングの導入などを推進。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)に向けた検討の方向性</p>	<p>○ 総務省による統計調査の事前の承認審査を簡素化・迅速化し、事後のモニタリングに重点を移すこととしてはどうか。(③)</p> <p>○ 統計委員会の部会として統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等から構成される統計棚卸しチーム（仮称）を設置し、平成30年度から、既存の統計全般及び今後新規に作成される統計を対象に、統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化等の徹底、統計の品質の確保・向上の観点から、統計棚卸しを計画的に実施することとしてはどうか。(①～⑤)</p> <p>○ また、官民のコスト削減を着実に進めるためには、報告者、調査実施者、統計作成者及びユーザーのコスト（作業時間等）をどのように計測するかを検討した上で、3年間で2割の削減を目指した取組を推進することとしてはどうか。(⑥)</p> <p>○ <u>本WGでは、総務省を中心とした検討状況を踏まえつつ、引き続き具体化に向けた検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u></p> <p><現在想定されている「基本的な考え方」の素案></p> <p>○ 総務省は、統計委員会における統計棚卸しの取組に資するため、民間の業務改革で活用されているBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法も活用する方向で、民間コンサルタント等の意見も把握しつつ、具体的手法等を検討し、平成30年度の可能な限り早期に情報提供。</p> <p>○ 各府省は、統計委員会が定める方針や審議結果を踏まえ、官民の統計に関する現在のコスト（作業時間等）を、3年間で2割削減するという</p>

	<p>目標の実現を目指す。</p> <p>○ 総務省は、各府省の取組について、安易な調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視しつつ、統計委員会と連携して、実施状況を毎年フォローアップするとともに、政府全体における成果を取りまとめて公表。</p>
備考（留意点等）	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-3 (1) 調査票情報等の二次的利用 の推進	① ユーザーの利便性向上の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大に向けて検討を進める。
	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
	② 現在、官学連携により整備を進めている統計調査の調査票情報の利活用のためのオンサイト施設について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報も当該施設で利活用を可能とすることや、当該施設における利用を法的に位置付けることについて検討し、その整備を推進。
	③ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続きの簡素化も検討。
	現行基本計画の該当項目
④ 今後も引き続き、調査実施者における調査票情報等の適切な保管を徹底する。 ⑤ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。(平成26年度から検討する) ⑥ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。(平成26年度から検討する) ⑦ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。(平成26年度から実施する) ⑧ 匿名データの年次追加に伴う手続きの簡素化について検討する。(平成26年度から検討する) ⑨ 「統計データ・アーカイブ (仮称)」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ (メタデータ) の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。(平成28年度末までに結論を得る)	

⑩ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。（平成27年度から実施する）

**これまでの統計
委員会の意見**

<平成26年度法施行状況に関する審議 平成27年10月2日>

- オンサイト利用の推進については、必要な予算を確保するとともに、学識者との連携を深めることが重要である。また、その本格運用に向けては、従来の各自の研究施設内における調査票情報の利用から指定されたスペースでのオンサイト利用への移行に伴う留意点やメリットを含めた広報活動に努めることや、セキュリティを一層確保する方策についても検討する必要がある。
- オーダーメイド集計については、来年度からの利用条件の緩和に向けた取組を着実に進めるとともに、企業等に利用条件等を分かりやすく具体的に説明する必要がある。
- また、調査票情報等の二次的利用の推進に当たっては、統計は利用されてこそ社会の情報基盤としての役割を果たすという観点から、利用者に応分の負担を求めつつ、利用者ニーズに対応することが重要である。また、オンサイト利用に必要な政府共通の基盤を整備するなど限られた統計リソースの効率的な活用を図ることも重要である。

<平成27年度法施行状況に関する審議（平成28年度下半期審議分） 平成29年3月31日>

- 公共財である調査票情報を利用した研究成果等も、公共財としての統計情報と捉えることができ、その理念に基づくならば、その公表・報告は原則とすべきである。そのため、以下の「今後の方針」を踏まえて、閲覧可能な環境整備に向け迅速に取組むことが求められる。また、総務省は、閲覧について一覧機能や検索機能などの付与を検討すべきである。

【今後の方針】

統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受けた研究成果は、公共財としての統計情報と捉え、国・地方公共団体等が利用できるようにするため、以下のように取り扱うこととする。

- 調査票情報の提供を受けた者は、研究成果等の公表・報告を原則とし、以下の事項を統一報告事項として報告する
 - ・研究成果等の公表有無
 - ・研究成果等の情報を政府のホームページから閲覧可能にすることの可否
 - ・研究成果等を公表した公表形態（著書、論文等）、タイトル名、公表者氏名、公表年月日、公表元、URL 情報（研究成果等に掲載したグラフ等の元である集計データの情報を含む）
- 総務省政策統括官室は、各府省が報告を受けた情報を取りまとめて、以下の手順でホームページ上に掲載
 - ・各府省は、法施行状況報告に合わせて政策統括官室に報告
 - ・政策統括官室は、閲覧可能な情報を整理して政策統括官室のホームページ上に掲載
 - ・各府省のホームページ及びe-Stat から、上記ホームページにリンクを貼る
- 上記取組を平成28年度法施行状況報告から実施するべく準備を進める。

<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>＜「匿名データの利用改善に向けた調査研究報告書」（平成29年2月。総務省が一橋大学経済研究所に委託して実施）＞</p> <p>この研究報告書を受けて、今後提供される匿名データにおいて地域情報が、あるいは、年齢各歳別情報が、匿名性を担保した上で提供されるようになれば、研究者がより容易に日本の代表的な公的統計にアクセスでき、かつ地域の雇用情勢を含めて分析することができることとなる。これは、匿名データ利用の拡充に大きなプラスであり、誠に喜ばしいことであり、現在の手続き等を前提とした上での匿名データの利用改善の方向である。</p> <p>また、今後の課題として、パブリックユースファイルについても検討が行われることが望ましい。日本では現在はまだ検討されていないが、海外では一般的な雇用や家族状況の調査である世帯統計については、一定の匿名化措置をした上で、幅広く個票データ利用を可能とするものの価値が高いと考え、そのようなパブリックユースファイルが簡単な手続きで手に入るように提供されている。</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>④ 調査票情報等は、各府省において適切に管理している。</p> <p>①⑤ オーダーメイド集計の利用条件の緩和については、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」や「統計データの二次的利用促進に関する研究会」などの検討を踏まえ、企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す方向で見直しを行うこととし、平成28年1月にガイドライン、同年2月に省令、告示の改正を行った（いずれも平成28年4月1日施行）。</p> <p>また、簡易な集計表については、より容易に利用できるよう、e-Statにおけるデータベースの技術等も活用しつつ、オンデマンド集計について、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る検討を進めている。</p> <p>行政機関及び日本銀行がオーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、平成28年度までに26調査（278年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに76年次分のデータの追加を行った。</p> <p>なお、平成29年度には、提供する統計調査の種類として経済センサス - 基礎調査を追加するとともに、国勢調査など12調査において、年次の追加を行う予定である。また、パブリックユースファイル（PUF）の作成方法について、統計研究研修所の支援を得つつ検討を進める予定である。</p> <p>②⑥ 調査票情報の二次的利用にあたり、利用者の利便性・審査の効率化等を図りつつ、必要なセキュリティを確保するため、平成28年7月に「オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」を策定し、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構等の4拠点において、平成29年1月以降順次、オンサイト施設の試行運用を開始することとした。なお、オンサイト施設については、平成30年度以降、試行運用状況を踏まえ、参加拠点を段階的に拡大する予定である。また、平成30年度において、利用可能な行政記録情報について統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備を進める予定である。</p> <p>公的統計マイクロデータの研究利用（二次的利用）を官学産が連携して一体となり促進するため、「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」（平成28年3月設立）の運営に協力している。</p> <p>③⑦ 行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、平成28年度までに7調査（45年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに5年次分のデータの追加を行った。</p> <p>なお、平成29年度には、就業構造基本調査の平成19年分が新たに提供された。</p>

	<p>⑧ 平成27年9月の統計委員会において、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化に関する方針を取りまとめ、平成28年1月に、当該方針に沿って、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」を改正した。</p> <p>⑨ 調査票情報等の二次的利用のワンストップサービスを推進する基盤としての中央データ管理施設については、そのデータの一元管理、受付窓口機能、データ提供に当たっての審査機能等が重要となるため、関連するオンサイト利用の取組の進展と併せて具体化を進めることとした。</p> <p>⑩ 調査票情報を用いず、集計表から作成する一般用マイクロデータについて、平成28年3月から、平成21年全国消費実態調査に関するデータ提供を開始した。(平成28年12月、平成29年6月に更に詳細なデータ提供を開始)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 各府省において調査票情報等を適切に管理していることは評価できるものの、地方公共団体等を経由する調査の一部に、調査票情報等の管理が徹底していない例がみられることから、引き続き適切に取り組むとともに、調査票情報等の利便性向上のために必要となるメタデータの取り扱いについても検討する必要がある。④</p> <p>○ オンサイト利用については、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構等の4拠点において、平成29年1月以降順次試行運用を開始することとしたことは評価できる。今後は、その運用状況を踏まえ、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、利用可能な行政記録情報について統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備を推進する必要があるのではないか。</p> <p>また、調査票情報等の二次的利用に関し利用者の利便性向上及び申請手続等の統一化・標準化に資するワンストップサービス(一元的な申請受付・提供等)を行うための中央データ管理施設等について、体制・運用等の具体化を図る必要があるのではないか。②、⑥、⑨</p> <p><u>○ 利用者ニーズと調査票情報等の適正管理を両立させる観点から、オンサイト施設の運用状況を踏まえつつ、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供に関する取組を進める必要がある。</u></p> <p><u>○ 調査票情報の二次的利用に関し利用者の利便性向上のため、調査票情報の利用申請者が個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に活用できる仕組み・方策等について検討する必要がある。(P)</u></p> <p>○ オーダーメイド集計については、企業における利用の促進を図るため、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課すことにより利用条件を緩和したことは評価できるものの、統計改革の基本方針等を踏まえ、更なる利用条件の緩和や利用促進策等を検討する必要があるのではないか。また、オンデマンド集計について、その実用化に向けた研究を進めていることは評価できるものの、具体化に向け更なる検討を進める必要があるのではないか。</p> <p>また、オーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、平成28年度までに26調査(278年次分)であり、平成29年度には、経済センサス-基礎調査を追加するとともに、国勢調査など12調査において、年次の追加を行う予定となっていることは評価できるものの、引き続き、利用者のニーズを考慮しつつ、対象統計調査の種類増加、年次の追加等を推進する必要があるのではないか。①、⑤</p> <p>○ 一般用マイクロデータの提供開始や、匿名データの作成手続を簡素化したことは評価できるものの、パブリックユースファイル(PUF)の法制度面の整理も含め、その在り方や作成方法等について、検討する必要があるのではないか。</p>

また、匿名データの提供対象調査は、平成28年度までに7調査（45年次分）であり、平成29年4月に就業構造基本調査の平成19年分が新たに提供されたことは評価できるものの、引き続き、利用者のニーズを考慮しつつ、対象統計調査の種類増加、年次の追加等を推進する必要があるのではないか。（③、⑦、⑧、⑩）

- 調査票情報を利用した研究成果等について、広く閲覧可能な環境を整備するとともに、この閲覧環境の整備に当たっては、研究成果を一覧で見られる機能や検索機能など閲覧者の利便性の向上にも留意する必要があるのではないか。

<基本的な考え方>

- ~~総務省は、~~調査票情報等の二次的利用に関し利用者の利便性向上及び申請手続等の統一化・標準化に資するワンストップサービス（一元的な申請受付・提供等）を推進するため、調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定めるとともに、平成30年度から、政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設及び調査票情報等の二次的利用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。（総務省）

- ~~総務省は、調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、~~独立行政法人統計センターと協力し、~~オンサイト施設の試行運用状況を踏まえ、~~平成30年度から、リモートアクセス（プログラム送付型集計・分析）を含むオンサイトの全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。

また、各府省は、総務省におけるオンサイト施設の運用状況を踏まえつつ、平成30年度以降順次、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。（総務省、各府省）

- ~~総務省は、~~統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用条件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。また、各府省は、オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつ、HPに掲載するなど、利用に関する更なる情報提供に平成30年度から取り組む。（総務省、各府省）

- ~~総務省は、~~平成31年度までに、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行うとともに、統計研究研修所の支援を受け、パブリックユースファイル（PUF）の法制度面の整理も含め、その在り方や作成方法等について検討する。

また、~~各府省は、~~匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。（総務省、各府省）

- ~~総務省は、~~平成30年度までに、調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-S t a tとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。（総務省）

備考(留意点等)	
----------	--

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-3(2) 政府統計共同利用システム (e-Stat等)の充実	① e-Stat (政府統計の総合窓口) について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報に関する項目検索機能を追加するなど抜本的な機能強化、e-Statに掲載されていない業務統計の掲載の促進を行うとともに、各府省における掲載事務を軽減。 ② 統計等データの検索の利便性の向上 ③ 機械判読可能な形でデータの提供、多くのユーザーが加工・作成すると見込まれる統計表の提供等によるユーザーによる加工コストの引き下げ。 ④ データ提供の迅速化、API機能によりユーザーがデータを自動で取得できる環境の構築
	現行基本計画の該当項目
	⑤ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。(平成26年度から実施する) ⑥ 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。(平成27年度末までに結論を得る)
これまでの統計委員会の意見	○ 平成27年度統計法施行状況報告審議 (e-Statによる情報提供機能の改善) 一般の利用者を含めて更なる使い勝手の向上を求める声は根強い。ニーズを幅広く把握し、機能拡充することを期待する。また、各調査によって統計表の表示方法が異なっているため、統一した形式でデータを利用できるように、データベース化を推進することも重要である。このほか、検索機能の改善も必要である。また、紙の報告書には記載されているがインターネット情報として掲載されていないことが多い、統計利用に関する重要な情報、例えば、調査項目や集計項目の定義、利用可能なクロス集計と統計表番号との対応表などについて、インターネット情報としてもわかりやすい場所に掲載するなど、e-Statの利便性向上に引き続き努力することが重要である。
各種研究会等での指摘	-

<p>担当府省の取組 状況の概要</p>	<p>①～④</p> <p>○統計作成において使用している行政記録情報の名称や使用している項目等の属性情報を調べられるようにするため、e-S t a tに統計作成において使用している行政記録情報の属性情報を纏めた一覧表の掲載、もしくは検索機能の機能追加を予定している。</p> <p>○e-S t a tに掲載されていない業務統計については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」においてe-S t a tに掲載する統計表は業務統計も対象となっていることから、掲載するよう周知の徹底を図る。</p> <p>○e-S t a tに掲載する統計表の掲載事務の軽減については、平成30年1月の政府統計共同利用システムのシステム更改において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作手順を簡素化にする等のインターフェイスの変更や一度にアップロード可能なデータ容量の上限を拡充する等のユーザビリティ向上 ・登録用のA P I機能導入によるデータ登録の自動化 <p>等の改修を行うことにより、掲載事務の軽減を支援する。</p> <p>⑤ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びA P I機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった一般統計（19統計）について、平成28年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。これにより今後は、各府省が当該一般統計について作成する新規の統計データを容易に登録できるようになった。平成29年度も引き続き未登録の統計調査についても登録支援を実施する。</p> <p>⑥ 統計データの高度利用のため、A P I機能を平成26年10月31日からe-S t a t上に付加し、また、試行段階での利用者からの意見等を反映し、27年1月30日から開発ガイドや開発サンプル、F A Q等をサイトに追加提供し、利用者の利便性向上を図った。統計G I Sの充実については、平成27年1月20日からe-S t a t上の統計G I Sに「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」を追加して機能を強化し、タブレット版の提供も開始した。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びA P I機能）の統計データ登録の促進を図るため、統計情報データベースに未登録の一般統計について登録支援を行っていること、平成30年1月の政府統計共同利用システムのシステム更改において操作手順の簡素化や登録用のA P I機能導入によるデータ登録の自動化により掲載事務の軽減を図っていることは評価できる。今後は、一般統計に加え、業務統計についても、各府省に対し統計データ登録に係る周知の徹底を図るとともに、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充や、A P I機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースのデータを拡充する必要がある。（①、③、⑤）</p> <p>○ A P I機能、地図による小地域分析（jSTAT MAP）、統計L O Dなど統計データの高度利用のための機能強化が行われていることは評価できる。今後も高度利用のための機能改善や強化に関し、ユーザーニーズや、海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、統計情報提供機能の一層の改善を進める<u>必要がある。また、とともに、</u>統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報に関する項目検索機能の追加などの抜本的な機能強化に取り組む<u>ことや、必要がある。また、e-S t a tの利便性や検索機能の向上のため、</u>統計を利用</p>

	<p>する際に必要な情報（調査の概要や地域区分、分類項目一覧、集計項目一覧など）<u>のも e-Stat への登録などにより、する e-Stat の利便性や検索機能の向上を図る</u>必要がある。（①、②、④、⑥）</p> <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各府省は</u>、一般統計、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データを e-Stat に登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充や、API 機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を促進する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に対する周知を徹底するとともに、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援する。<u>（総務省、各府省）</u> ○ <u>総務省は</u>、e-Stat について、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、利用者のニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた機能強化を引き続き推進する。<u>（総務省）</u> ○ <u>総務省は</u>、海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Stat の利便性の向上を図る。<u>（総務省）</u> ○ <u>各府省は</u>、総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報を平成30年度から順次、e-Stat に登録する。<u>（各府省）</u>
<p>備考（留意点等）</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-3(3) 統計リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図るため、大学における統計教育との連携・協力を実施 ② 教育の場を活用し、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化する
	現行基本計画の該当項目
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。 (平成26年度から順次実施する) ④ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。(平成26年度から実施する) ⑤ 地方公共団体等とも連携し、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。(平成26年度から実施する)
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>③ 平成26年度には、教員を対象とした「統計指導者講習会」の中央研修について、統計教育の実践方法等に関する班別討議、公的統計を活用した実践事例（実践講習）など内容を充実するとともに、さらに全国を6ブロックに分けて「ブロック別統計指導者講習会」を実施するよう研修参加機会の拡大を図った。</p> <p>平成28年度においては、青森県、福井県、岐阜県、大阪府、宮崎県及び鹿児島県において「ブロック別統計指導者講習会」を実施した。上記講習会の開催に当たっては、文部科学省の協力を得て、教育関係者の参加を促すよう連携を図っている。</p> <p>平成28年5月には、課題学習や自由研究の取り組み方を学ぶ、中学生向け教材である学習ワークブック「生徒のための統計活用～基礎編～」を刊行し、広く教材の利活用を進めるべく、統計教育の充実に取り組んでいる。さらに、高校生を対象とする統計教育のための学習教材「高校からの統計・データサイエンス活用～上級編～（仮称）」の開発に取り組んだ。</p>

	<p>④ 統計研究研修所では、教員、教育関係者を対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施しているが、平成29年度においては、それを拡充し、統計研究研修所と滋賀大学の2ヶ所で実施することとしている。</p> <p>平成30年度以降は、統計人材育成に向けた取組みを強化することから、その中で教育関係者向けの研修・セミナーを行う。</p> <p>⑤ 地方公共団体等における統計教育の推進を支援するため、平成26年度や27年度に引き続き「統計教育に関する意見交換会」（28年度は滋賀大学）を実施し、先進的取組を共有するとともに、28年度は新たに、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子どもプログラミング教室」を滋賀県とも連携しつつ、滋賀大学で開催した。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)に向けた検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図る観点から、大学における統計教育との連携・協力を推進する必要があるのではないか。(①) ○ 教員を対象とした「統計指導者講習会」の研修内容の充実、「ブロック別統計指導者講習会」の開催による研修機会の拡大、学習ワークブックの刊行など、統計教育の充実に取り組んでいることは評価できるものの、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化し、教育の場を活用した統計リテラシーの向上に引き続き取り組む必要があるのではないか。(②、③) ○ 統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施するほか、地方公共団体との「統計教育に関する意見交換会」の実施などを通じた地方公共団体間の情報共有を実施していることは評価できるものの、引き続き取組の充実を図る必要があるのではないか。(④、⑤) ○ <u>本WGでは、総務省を中心とした検討状況を踏まえつつ、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u> <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>総務省は、これまでに行った大学との連携協力協定における取組状況等を踏まえ、大学における統計教育との連携・協力のあり方等について検討を行う。また、各府省は、総務省による検討結果を踏まえ、社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図るため、大学における統計教育との連携・協力を平成30年度から取り組む。</u> ○ 総務省は、教員・教育関係者を対象とした研修を引き続き開催するとともに、研修受講者の要望を踏まえつつ、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知などに関し、研修の内容充実や教材・カリキュラムの開発・改定に平成30年度から取り組む。 ○ 総務省は、統計教育に関する先進的取組を地方公共団体間で共有するなど地方公共団体等における統計教育の推進を支援するため、引き続き地方公共団体との意見交換会等、情報収集の機会拡大を図る。

備考(留意点等)	
----------	--

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第3-3(5) 災害発生時等の備え	○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。
これまでの統計委員会の意見	-
各種研究会等での指摘	-
担当府省の取組状況の概要	<p>統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成26年度は27年3月の1回、平成27年度は9月、11月、28年1月の3回）において、対応指針の策定に向け、対応指針の位置付け、構成、府省横断的に対応する課題や個別調査ごとに対応する課題、調査票情報の提供の在り方、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策等について議論を行い、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を決定した。</p> <p>また、平成28年8月に各府省における行動計画策定の参考となるように行動計画のひな形を作成し、11月に開催した同ワーキンググループで各府省における策定状況について情報共有を行った。</p> <p>平成28年度末時点で、各府省の行動計画策定には至っていないため、引き続き各府省における行動計画の策定状況について同ワーキンググループで情報共有を行うこと等により、行動計画の策定の促進を図る予定である。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ 対応方針は取りまとめ済みであるものの、各府省における行動計画の策定が進捗していないことから、取組の推進を図る必要があるのではないか。</p> <p><u>○ 本WGでは、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u></p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、平成31年度までに行動計画の策定を行う。（各府省）</p>
備考（留意点等）	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ（未定稿）

審議テーマ	統計改革の基本方針の対処方針
第3-4 (1) 統計リソースの再配分と最適配置	① 統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実を図る。 ② 予算の充実・メリハリ、国・地方の効率的統計実施体制に向けた見直しを進める。
	<p align="center">統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</p>
	③ 既存のリソースの有効活用を図るとともに、EBPM推進体制の構築、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進、統計行政体制の見直しなど各般にわたる改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保する。 ④ リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行う。
	<p align="center">現行基本計画の該当項目</p>
	⑤ 統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などを行う。 ⑥ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。（平成27年度から実施する） ⑦ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。（平成26年度から実施する）
これまでの統計委員会の意見	<平成26年度施行状況報告審議結果> ○ 我が国の厳しい行財政状況においては、統計リソースの確保は極めて難しい課題であるが、統計職員数の削減は、公的統計の品質という面か

	<p>らも大きな懸念材料となる。このため、各府省においては、(略)、社会の情報基盤としても有用な統計を作成・提供するため、統計リソースの確保に不断の努力を続けることが重要である。また、統計委員会としては、引き続き統計リソースの状況を注視することとする。</p> <p>〈経済産業省生産動態統計調査の変更に係る審議を踏まえたメモ〉</p> <p>○ 現在の状況下では、民間委託を活用するという対症療法的な取り組みだけではなく、適切な統計リソースの確保について関係方面の理解を得ることが必要と考えます。統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実や人材育成といった統計リソースの強化に関しては、経済財政諮問会議等においても指摘がなされている状況にあり、統計委員会としても、公的統計が全ての政策の足下を支える不可欠な要素であるという認識の下、各府省の統計職員の削減に警鐘を鳴らし、その充実を求める必要があると考えます。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>⑤ 毎年度、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、歳出予算概算要求書の提出前及び提出後に、「統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」を開催し、予算概算要求及び機構定員要求の状況について、府省間の情報共有及び意見交換を実施している。</p> <p>⑥ 第32回統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成27年11月27日開催）において、各府省が統計調査計画を企画する際、統計技術的な課題が発生した場合に総務省政策統括官（統計基準担当）に相談してもらえば、統計研修所が支援する仕組みを示し、活用を促した。</p> <p>第4回経済財政諮問会議（平成28年3月24日開催）において、総務大臣から「政府統計の精度維持・向上に向けた取組について」が提出された。</p> <p>同取組においては、新たな統計行政機能の改善・強化の方向性として、総務省における新たな体制づくりが示され、統計委員会及び各府省の統計改善業務を支援するため、統計技術改善支援PT（仮称）を統計研修所に設け、統計技術改善に関する技術的手法等について、研究開発を行うとされた。</p> <p>これを受け、統計研修所において、平成28年3月28日に「統計技術改善支援プロジェクトチーム設置要綱」を定め、統計局所管統計の標本設計、欠測値補完方法等の実態把握を実施した。</p> <p>統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を目的として、平成29年4月1日から「統計技術の研究」に関する事務を統計局から統計研修所に移管し、併せて統計研修所の名称を「統計研究研修所」に変更した。</p> <p>⑦ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びAPI機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった一般統計（19統計）について、平成28年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。</p> <p>一般用マイクロデータについては、ユーザーニーズを踏まえ、総務省統計局と独立行政法人統計センターにおいて、平成27年度に提供を開始した平成21年全国消費実態調査の一般用マイクロデータの改善に向けた検討及び作成を行い、平成28年12月22日から統計センターのHPから提供を開始した。また、作成手法について、引き続き、統計センターのリソースを活用し、更なる改善に向けた検討及び作成作業を行っている。</p>

	<p>リモートアクセスを活用したオンサイト利用については、総務省と統計センターで検討を行い、中央データ管理施設の管理を行う者として統計センターのリソースを活用することを念頭に、大学等研究機関との連携も含め、実現に向けた具体化を進めている。また、一部の大学等と連携し、試行的な運用を行っている。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)に向けた検討の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計リソースに関して、リソースの再配分と最適配置を促進するなどにより、既存のリソースの有効活用しつつ、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進、統計行政体制の見直しなど各般にわたる改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保する必要があるのではないか。(①～④) ○ <u>本WGでは、総務省を中心とした検討状況を踏まえつつ、引き続き検討を継続し、最終的な結論を得ることとする。</u> <p>〈現在想定されている「基本的な考え方」の素案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省は、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進、統計行政体制の見直しなど各般にわたる改革の実行に必要なリソースを計画的に確保する。 ○ 各府省は、メリハリある体制整備の観点から、統計委員会において毎年示される(ことが予定される)方針に基づき、既存業務の見直しの徹底及び重点分野へのリソースの充当を行う。 ○ 各府省は、他府省に横展開すべき新たな技術や取組について、統計委員会その他の会議の機会等を通じ共有を図る。
<p>備考(留意点等)</p>	